

令和3年第9回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和3年9月30日（木） 午後2時10分			
出席委員 （17名）	1番	二月田	努	
	2番	中 園	真 一	
	3番	相 良	悟	
	4番	鎌 田	陽 一	
	5番	中 村	優 志	
	6番	田 代	一 友	
	7番	松 下	さえ子	（会長職務代理者）
	10番	上 原	雄 二	
	11番	清 水	和 子	
	12番	岡 村	勝 敏	
	13番	山之内	悟	
	14番	笹 峯	久 雄	
	15番	大 山	茂 美	
	16番	長 崎	恵里子	
	17番	今 村	浩 一	
	18番	常 盤	信 一	
	19番	槐 島	睦 夫	（会 長）
欠席委員 （2名）	8番	有 村	啓 太	
	9番	東 鶴	昭 雄	
事 務 局 振興農地グル ープ	事務局長	内田 大作	次長兼グループ長	古江 洋一
	サブリーダー	中村 真貴子	主 査	剥岩 泰三
	主任主事	水迫 時巳	主 事	鶴瀬 祐樹
議事日程	<p>「諸般の報告」「事務局報告」</p> <p>1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について</p> <p>2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について</p> <p>4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について</p> <p>5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について</p>			

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	<p>それでは第9回霧島市農業委員会総会を開催いたします。まず、新型コロナウイルス関係ですが、本日もちまして全ての緊急事態宣言及びまん延防止重点措置の全面解除がなされますが、総会につきましては、引き続きマスクの着用、また換気等感染防止対策を講じながら実施して参ります。どうかご理解をお願いいたします。また、委員の皆さんにおかれましては、発熱や体調不良等ありましたら、総会は欠席していただいて構いませんので、引き続き感染防止対策へのご協力をよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは総会に入ります。本日の現地調査時の報告につきましては、調査された各委員からの報</p>

	告をお願いいたしますのでよろしくをお願いいたします。本日の出席農業委員は8番委員と9番委員より欠席届が提出されていますので、17名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させて頂くことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は11番委員と12番委員の両名を指名いたします。よろしくをお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長が出席した会議等について報告]
議長（会長）	はいご苦労さまでした。事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	それでは、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転2件、利用権設定40件、中間管理権の設定9件の合計51件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条6項の解約通知が8件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につきまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転2件、筆数3筆、面積1,763㎡、利用権設定40件、筆数68筆、面積118,719㎡、中間管理権の設定9件、筆数11筆、面積18,278㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見・ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第1号農用地利用集積計画の意見決定については、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請13件が提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、溝辺の1につきましては、議案第5号、農地法第5条の溝辺の6の申請に関する区分地上権設定の申請となりますので、関連がございます。よって、現地調査委員からの意見・報告はこの後求めます。採決につきましては、議案第5号農地法第5条の溝辺の6の採決が終わった後に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご異議ございませんのでそのようにいたします。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず溝辺の1と霧島の2を14番委員。
14番委員	<p>1番と2番について続けて報告いたします。1番です。申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。本申請は、営農型太陽光発電施設を設置するための区分地上権の設定であり、申請地には設定者がセンリョウを栽培するものである。被設定者の※※さんは 下部を営農する設定者の同意を得ているため、農地法第3条の区分地上権は許可相当であると思われる。</p> <p>次に2番。申請地は野上自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地であるが、取得後は畑として利用するものである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は24,608㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、次に国分の3を4番委員。
4番委員	<p>3番を報告いたします。申請地は市営西山下団地の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,436㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上。</p>
議長（会長）	同じく、国分の4と5を18番委員。
18番委員	<p>4番と5番を続けて報告します。4番。申請地は春山緑地公園の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は62,816㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に5番。申請地は隼人塚団地公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,938㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に溝辺の6を3番委員。
3番委員	<p>6番を報告いたします。申請地は横頭公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は26,190㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に横川の7と8を9番委員に代わり12番委員。
12番委員	<p>7番と8番を続けて報告します。まず7番。申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で</p>

	<p>農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は38,302㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして8番。申請地は宮久自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,157㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の9を11番委員。
11番委員	<p>9番を報告いたします。申請地は渡瀬公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,516㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島の10を2番委員。
2番委員	<p>10番。申請地は栢田自治公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15,705㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	同じく、霧島の11から13まで6番委員。
6番委員	<p>11番と12番は申請人が一緒ですが別々に報告いたします。まず11番は所有権移転です。申請地は木原小中学校の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,449㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして12番。12番は、使用貸借権の設定になります。申請地は上木原公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,449㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。これについては、現地を17番委員に見に行ってもらって落花生などが植えてあったとの報告を受けております。</p> <p>続きまして13番を報告いたします。申請地は市野々公民館の北に位置し、現況は茶畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は103,768㎡で下限</p>

	面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。ここは、10年以上耕作放棄地で、茶樹が木になっていましたが、※※さんが購入して、全部抜根してそこに軟弱野菜を植えていきたいとのことですので報告しておきます。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告につきましてご意見・ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、溝辺の1を除き、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、溝辺の1を除き許可することに決定いたしました。なお、溝辺の1につきましては、議案第5号、農地法第5条の溝辺の6の採決後に、許可の可否判断を求めるといたします。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	それでは次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外2件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。霧島の1と福山の2を15番委員。
15番委員	1番と2番を続けて報告いたします。1番。申出地は、市後柄自治公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は車庫・駐車場にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地である。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 2番。申出地は、比曾木野地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は山林にするものである。また除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はいご苦労さまでした。調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外2件について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。それではここで皆様にお伺いいたしますが、10分程度休憩を取りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは休憩といたします。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	それでは休憩前に引き続き会を再開いたします。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意
--------	---

	見報告を求めます。溝辺の1から福山の3までを15番委員。
15番委員	<p>1番から3件続けて報告します。1番。申請地は岩穴自治公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ、また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>2番。申請地は横頭公民館の南東に位置し、現況は牛舎等である。なお、平成16年10月頃、牛舎にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎、堆肥舎、ロール置場を建設するもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>3番。申請地は福地体育館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎1棟、堆肥舎1棟、機械倉庫1棟、飼料倉庫1棟を建設するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分の4を17番委員。
17番委員	4番です。申請地は名波ハイタウンの西に位置し、現況は造成済みである。なお、令和3年8月頃造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく、国分の5を13番委員。
13番委員	5番につきまして報告いたします。申請地は本戸小学校跡の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするもので、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労さまでした。それでは調査員からの意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、10月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が29件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1から溝辺の5まで13番委員。
13番委員	<p>1番から5番まで続けて報告いたします。まず1番です。申請地は国分南中学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして、2番について報告いたします。申請地は敷根公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして3番について報告いたします。申請地は下井公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして4番について報告いたします。申請地は鹿児島空港の北西に位置し、現況は樹園地である。農地区分は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は駐車場及び災害時非難施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして5番を報告いたします。申請地は鹿児島空港の北西に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳で宅地にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に溝辺の6から隼人の8までを14番委員。
14番委員	<p>6番から8番まで続けて報告いたします。まず6番を報告いたします。申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は畑である。農地区分は1種農地の一時転用に該当すると思われる。法定小作人はありません。転用目的は営農型太陽光発電施設を建設するものであり、農地の上部で発電し下部でセンリョウを栽培するもので、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は10.84㎡であり、パネル280枚、発電出力78kWの太陽光発電施設であるため妥当な面積であると思われる。申請地の北は宅地、南は道路、西は畑、東は道路である。建設地については、被害防除計画書に記載してある措置を取るため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は令和3年11月1日から令和6年10月31日までである。また、下部農地の反収が周辺地域と比較して概ね8割を超えている場合は、一時転用の更新が可能であることから、期間満了に合わせて、再度一時転用の許可を受ける計画です。</p> <p>7番を報告いたします。申請地は野上自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区</p>

	<p>分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>8番を報告いたします。申請地は鹿児島空港の東に位置し、現況は育苗施設である。農地区分は農用区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は現場事務所2棟、倉庫3棟、資材置場、車両置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。一時転用の期間は許可後から令和4年3月31日までで、一時転用終了後農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい、次に国分の9から11まで4番委員。
4番委員	<p>9番から11番まで続けて報告します。9番。申請地は市営西山下団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして10番を報告いたします。申請地は国分第1中継ポンプ場の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして11番を報告いたします。申請地は国分湊地区自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の12を13番委員。
13番委員	<p>12番を報告いたします。申請地は塚脇小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分の13と14を17番委員。
17番委員	<p>13番。申請地は国分北小学校の北東に位置し、現況は造成済みである。なお、平成14年3月頃5条許可不履行の経緯書も添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして14番。申請地は国分児童体育館の西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除</p>

	<p>計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分の15から17まで18番委員。</p>
18番委員	<p>15番から17番まで続けて報告いたします。15番。申請地は三郷公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に16番。申請地は国分駅の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>次に17番。申請地は府中自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また隣接する宅地を一体利用するもので、その同意も得られている。全体計画面積は953㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に横川の18を9番委員に代わり12番委員。</p>
12番委員	<p>18番を報告いたします。申請地は岡村自治公民館の南に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に牧園の19を11番委員。</p>
11番委員	<p>19番について報告いたします。申請地は三体小学校の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に隼人の20から25までを5番委員。</p>
5番委員	<p>20番を報告します。申請地は小浜小学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する雑種地を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,165㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして21番を報告いたします。申請地は小浜小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、</p>

	<p>転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして。22番を報告いたします。申請地は小浜小学校の北西に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する雑種地を一体利用するもので、全体計画面積は936.75㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして23番を報告いたします。申請地は隼人中学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして24番を報告いたします。申請地は天降川小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして25番を報告します。申請地は稲荷団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	同じく隼人の26と27を7番委員。
7番委員	<p>26番について報告いたします。申請地は日当山中学校の南に位置し、現況は駐車場である。なお、平成23年4月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する宅地を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は407.5㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして27番について報告いたします。申請地は高島公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人の28と29を10番委員。
10番委員	<p>28番と29番を報告いたします。申請地はサンあもりの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして29番。申請地は中道2公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3</p>

	種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、調査委員の意見報告が終わりました。只今の報告についてご意見・ご質疑等はございませんか。
4番委員	はい。国分の1番について、一緒に諮っていいんですか。これだけ別に諮らなくていいんですか。用水と排水は問題ないですか。
議長（会長）	現地調査委員の報告は、反対意見ではなく許可相当の意見でしたのでそのまま進んでいきます。反対意見があればですが。現地調査時に被害防除計画書も出しておりますので現地調査委員で確認されていると思います。現地調査報告をされたのは13番委員ですが、よろしいですか。
13番委員	はい、農用地除外地ということで、建売住宅2棟で問題はないのではと判断いたしました。
議長（会長）	4番委員よろしいですか。
4番委員	はい。大丈夫です。
議長（会長）	ほかにごございませんか。
6番委員	はい。農用地の境はどこになりますか。
議長（会長）	事務局、線がわかりますか。
	〔航空写真をプロジェクターで投影〕
議長（会長）	現地調査の時に地図で説明はされていると思うんですが。事務局は、除外地である旨しっかりと説明をお願いします。今の4番委員の意見を元に戻しますが、どうでしょうか4番委員。
4番委員	農振除外地なんですね。ここは。
議長（会長）	よろしいですか。それでは会議継続中ですが、このまま会議を進めていきますが。先ほどの意見報告の中では、許可相当の意見でしたので進めていかなければなりません。それでは会議を続けていきます。ほかにご意見ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それでは質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、10月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。 なお、溝辺の6が許可となりましたので、議案第2号、農地法第3条の溝辺の1については、許可することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、農地法第3条の溝辺の1は許可することに決定いたしました。以上で令和3年第9回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、令和3年第9回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。そのままお待ちください。

閉会 15時52分

1 1 番 \_\_\_\_\_

1 2 番 \_\_\_\_\_

1 9 番 \_\_\_\_\_